

バーレーン
税務・会計制度ハンドブック

2014年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地の国際会計コンサルティング事務所 Deloitte LLP に作成を委託し、2014年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte LLP、ならびに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと Deloitte LLP、ならびに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Deloitte LLP
Al Fattan Currency House - Building 1
Dubai International Financial Centre
Dubai, P.O. Box 282056
United Arab Emirates
Tel: +971 (4) 5064700
Fax: +971 (4) 3273637
www.deloitte.com

<本報告書作成者>

Roger Nasr
Tel +973 (0) 1721 4490
rnasr@deloitte.com



目次

I. 主な税制.....	1
II. 法人税(Corporate tax).....	3
III. 個人所得に係る税金およびその他の税金.....	4
IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約.....	5
V. 報告および監査.....	8

I. 主な税制

1. 会計基準／財務諸表（国際財務報告基準：IFRS／各国会計基準：Local GAAP 等）

事業体は国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に基づき財務諸表を作成するよう求められる。バーレーンにおいて、石油・ガス会社を除き、法人所得税上の報告要件はない。

2. 納税主体／個人納税者

a. 事業体(Business entity)

株式会社(Joint stock company)、非公開型株式会社(Joint stock company(closed))、有限責任会社(Limited liability company)、一人会社(Single person company)、無限責任パートナーシップ(General partnership)、個人事業体(Sole proprietorship)、持ち株会社(Holding company)、ならびに外国企業の支店(Branch of a foreign company)および駐在員事務所(Representative office)である。

b. 個人

バーレーンには個人所得税（雇用税：employment tax）はない。

3. 適用される直接税および間接税（関税を除く）

a) 法人 (Corporation)

法人税

バーレーンにある大半の企業には法人税が課せられないが、石油会社の利益には所得税が課税される。具体的には、バーレーンで炭化水素の探査、生産または精製に携わる石油・ガス会社にのみ法人税が課税される。

b) 個人

所得税

バーレーンには個人所得税の制度はない。

社会保障

バーレーン国籍の被雇用者の場合、雇用者の社会保険料負担金(social insurance contribution)は12%で、老齢、障害、死亡および失業を補償する。外国人労働者の場合、雇用者の社会保障料負担金は3%で、これは業務災害を補償する。バーレーンでは社会保障に対する政府拠出はない。

その他

50人超の従業員を有し、従業員に教育訓練を行わない企業に対して、訓練課徴金 (Training levy) (バーレーン国籍の従業員の給与1%分、外国人労働者の給与3%分) が課せられる。

c) 間接税

付加価値税(Value added tax: VAT)／売上税(Sales tax)

バーレーンでは現在、付加価値税 (VAT) や売上税は適用されていない。今後 VAT が導入されるのではないかと推測されているが、まだ確定はしていない。

印紙税(Stamp duty)

バーレーンでは2014年1月1日より印紙税につき新税率が導入されている。これまでの累進税率に代わり、すべて資産価格の2%となっている。

地方税 (Municipality tax)

外国人居住者が使用する商業用不動産および居住用不動産 (サービスアパートメントを含む) の賃貸には10%の地方税 (Municipality tax) が課せられる。当該税は賃貸借契約に適用される。サービスアパートメントの運営も行う登録されたホテルグループを除き、多くの場合、集合住宅については賃貸人が包括的な賃料の申出を行うことができ (当該契約には税金負債が賃貸人の債務であることを反映した記載がなされる)、また、賃借人が公共料金 (例えば電気料金) の手続きをする必要がある場合には、賃貸借契約に基づき10%の税率で (賃借人が公共料金と合わせて) 地方税を支払う義務がある。

その他間接税

バーレーンには譲渡税 (Transfer tax) などの間接税は適用されない。しかしながら、上記の通り印紙税は適用される。

4. 記載されている税の法的根拠 (Legal basis of listed taxes)

Bahrain Income Tax Law (Amiri Decree 22/1979)。

5. 課税年度

西暦。

II. 法人税(Corporate tax)

1. 税率

石油・ガス会社にのみ純利益に 46%の税率で法人所得税が適用される。

2. 課税対象となる領域 (Territorial coverage)

居住地の定義はない。バーレーンにおいて石油またはガス事業に携わる企業は、設立場所に関係なく課税対象となる。

3. 課税所得

法人所得税は石油・ガス会社にのみ適用される。

4. その他の事業所得に係る課税

該当なし

5. 多様なサービス契約の種類に基づく所得／報酬に係る課税

該当なし

6. 海外で生じた収益に係る課税

該当なし

7. 資産の評価

- a. 固定資産－IFRS に基づいて評価
- b. 棚卸資産－IFRS に基づいて評価

8. 事業上の控除

- a. 減価償却－該当なし
- b. 不良債権－該当なし
- c. 引当金－該当なし
- d. 準備金－該当なし
- e. 社員、取締役、パートナーへの報酬ならびに株主への支払い－該当なし
- f. 賃借料－該当なし
- g. 寄付金－該当なし

h. その他の控除可能な要素－該当なし

9. 税制優遇策

存在しない。

10. 損失金の繰り越し制度 (Loss carryover system)

トレーディング損失を無期限に繰り越すことができる。損失の繰り戻しは認められない（石油会社についてのみ適用）。

11. 源泉徴収税

バーレーンには源泉徴収税制度がない。

12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー

該当なし。

13. 外国企業の支店 / 駐在員事務所に係る課税

該当なし。

III. 個人所得に係る税金およびその他の税金

1. 個人所得に係る課税

個人の所得には課税されない。

2. 個人に係るその他の税金

印紙税

印紙税は、資産の移転に対し、当該資産の価格に基づき課税される。2014年1月1日より、すべての資産移転について、資産価格に対する印紙税率が2%となっている。

社会保障

バーレーン国籍の被雇用者の場合、被雇用者の負担率は7%で、老齢、障害、死亡および失業を補償する。外国人労働者の場合、被雇用者の負担率は1%で、失業を補償する。

3. 付加価値税 (VAT)

- a. 課税対象となる取引—該当なし
- b. 税率—該当なし

4. その他の税金

外国人居住者が使用する商業用不動産および居住用不動産の賃貸には10%の地方税 (Municipality tax) が課せられる。

ホテルはその収入の大部分が5%の課税対象となる。さらに、当該課税は現在、レストランおよびサービスアパートメントにも適用される。

IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約

1. 法人所得税

- a. 登録
該当なし。
- b. 申告および支払い
該当なし。
- c. 罰則および不服申立
該当なし。

2. 個人所得に係る税金

- a. 登録
該当なし。
- b. 申告および支払い
社会保険の目的上、月次申告書を提出しなければならない。
- c. 罰則および不服申立
申告を怠った場合には罰則が適用される。例えば、社会保険の目的上、月次申告書の提出が遅延した各月について5%の支払遅延の罰則が課される。

3. 付加価値税

- a. 登録－該当なし
- b. 申告および支払い－該当なし
- c. 罰則および不服申立－該当なし

4. 租税回避防止規定

- a. 移転価格－規定なし
- b. 過少資本に係る制限－規定なし

5. 二重課税回避のための協約

バーレーンは 39 カ国・地域と租税条約(Tax treaty)を、また米国と外国貿易協定 (Foreign Trade Agreement) を締結している。2014 年 3 月現在の二重課税回避条約の該当国とその締結状況は以下のとおりである。

国・地域	条約の状況
アルジェリア	施行中
オーストリア	施行中
バルバドス	調印済、未批准
ベラルーシ	施行中
ベルギー	調印済、未批准
バミューダ	施行中
ブルネイ	施行中
中国	施行中
チェコ	施行中
エジプト	施行中
エストニア	施行中
フランス	施行中
グルジア	施行中
ガンジー	調印済、未批准
香港	調印済、未批准
イラン	施行中
アイルランド	施行中
マン島	施行中

ジャージー	調印済、未批准
韓国	施行中
レバノン	施行中
リヒテンシュタイン	調印済、未批准
ルクセンブルク	施行中
マレーシア	施行中
マルタ	施行中
メキシコ	施行中
モロッコ	施行中
オランダ	施行中
パキスタン	施行中
フィリピン	施行中
セイシェル	施行中
シンガポール	施行中
スペイン	調印済、未批准
スリランカ	調印済、未批准
スーダン	施行中
シリア	施行中
タイ	施行中
トルコ	施行中
トルクメニスタン	施行中
英国	施行中
ウズベキスタン	施行中
イエメン	施行中

V. 報告および監査

1. 申告する書類および記録

石油・ガス会社は見積所得税申告書(Estimated income tax declaration)を課税年度3ヶ月目の15日までに開発産業省 (Ministry for Development and Industry) に提出することが求められる。税金は12ヶ月の分割納付としなければならない。その他の事業体は納税申告を行うことは求められていない。

2. 各国会計実務(Local accounting practice)/基準(Stander) (およびIFRSとの比較)の概要

帳簿はIFRSに基づいて保持しなければならない。バーレーンで経営を行う会社は、財務諸表を年度末から3ヶ月以内に、商務省 (Ministry of Commerce) に毎年提出しなければならない。ただし、許可により、商務省は財務諸表を6月30日までに提出することを認めている。

外国企業の支店および駐在員事務所は、バーレーン中央銀行により規制されている場合 (すなわち、外国銀行の支店等の金融機関である場合) を除き、監査済み財務諸表の提出を要求されない。

3. 監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類/報告書

該当なし。

4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類/報告書

これらは Bahrain Commercial Companies Law とその要件の中で定められており、会社の種類によって異なる。一般的には以下が適用される。

- 特別目的会社 (SPC) ・有限責任会社 (WLL Company) - IFRSに基づいて作成された監査済み財務諸表を提出しなければならない。商務省許可により、毎年6月末までに財務諸表を提出しなければならない。
- バーレーンの株式会社 (非公開) (BSC Closed) - SPCやWLLと同様の要求事項に加え、取締役会を年4回開催しなければならない。うち1回は年次総会として開催し、商務省 (Ministry of Commerce) の出席を求めなければならない。
- バーレーンの株式会社 (上場) (BSC listed) - 上記に加え、四半期レビューを新聞紙面で公表しなければならない。公開年次総会の開催が求められる。
- 中央銀行の規制を受ける銀行やファンドには、この他にも要求事項がある。

5. 公認監査人の雇用

商務省に登録している監査人の任命が求められる。